

## 中国歴史班

### 19 世紀の元陽県一帯における人口流入とその生態的影響

西川和孝（中央大学大学院文学研究科東洋史学専攻）

キーワード：漢人流入、生態的影響、碑文

The Increase of Population Inflow and Ecological Influence at Yuanyang Prefecture region in the 19th Century.

NISHIKAWA Kazutaka (Doctor Student in the History Course at Chuo University)

Keyword: Immigration of Han People, Ecological Influence, Stone Inscription

#### 要旨

18 世紀半ばから 19 世紀後半にかけて元陽県一帯には、多くの漢人が流入した。

清朝政府は関所を設けるなどの措置を施したが、漢人の流入を阻止することは出来なかった。その結果、当該地域で人口の増加が生じ、それにともない開発が行なわれ、生態環境に大きな影響を与えることとなったのである。

#### はじめに

ここで扱う、紅河州元陽県一帯は、今の雲南省の省都昆明より 300 キロ南に下った場所であり、元陽県を中心に紅河県・金平県の一部も含む。時間的には、当該地域に人口が流入し始めたと考えられる 18 世紀半ばから、「改土帰流」を挟み、人口増加の割合が安定してくる 19 世紀後半までの約 100 年間とする。主な論点としては、清朝期に起こった新大陸からのジャガイモやとうもろこしなどの新作物流入に伴う人口増加と中国西南部への漢人の流入、そしてそれによって引き起こされた様々な変化である。

#### 1. 漢人流入の流れ

当該地域では、清朝期の人口爆発とその影響が 1800 年前後から史料上で確認される。江濬源は、乾隆五十八年（1793 年）から嘉慶八年（1803 年）まで、臨安府の知府を務め、当地民と漢人との接触によって引き起こされる問題に対して善後策を提言した。これは、江濬源が残した『介亭文集』に「條陳稽查所屬夷地事宜」としてまとめられている。そこには、数年来湖南・湖北・広東・貴州・四川の各地から多くの漢人が一族を連れてきて住みつき、ある者は、土地を借りて耕作しお金を貯め、それを元手に高利貸しを行い、地元民を騙して財産を奪う、またある者は一人身で当該地域に行商で訪れ、地元の女性と結婚をし、土地の人々と交流を深めていき、高利貸しとなり当地民を苦しめる、この他にも地元民が文字を読めないことに漬け込み、裁判に持ち込み、漁夫の利を得る者もいる、とある。こうした問題に対し、江濬源は、関所の設置などを行い、商人の監視、流入漢人の戸籍作成、ごろつきの流入禁止、さらには当地民との通婚の禁止等の対策を取ったのである。しかし、こうした措置もあまり効果を発揮することもなく、当地民と漢人との摩擦を防ぐこと出来なかった。

漢人と当地民との間に起こった矛盾は、嘉慶 22 年（1817）高羅衣の反乱として一気に表面に現れた。高羅衣は、現在の元陽県宗巧村の窩泥（現在の民族分類では八二族）出身で、暴利をむさぼる江西、湖広の漢人商人に憤り、自ら窩泥王と称し、部下に大都督、軍師等の官職を与え、漢人排除をかけた蜂起したのである。反乱は最初 2,300 人規模のものであったが、2 か月足らずで 1 万人を超える規模にまで膨れ上がり最終的には、1 万 6 千人に達した。反乱自体は、雲貴総督伯麟により平定され、首領の高羅衣が自刃することで収束した。ただし、この度の反

乱では、多くの者が現在の金平やラオス国境付近へ逃げ延び、嘉慶23年に高羅衣の従弟高老五が再び乱を起こすなど、その余震は最初の高羅衣の乱発生より1年以上続いた。

高羅衣の反乱が収束した後、再び漢人流入を禁止する対策が取られた。その内容は、関所を設けて漢人の出入りを監視すること、漢民が密かに当該地域に入る事を禁止し、交易に赴く者には証明書となる腰牌を支給する、土司地域で起こった訴訟事件はそれぞれの付近の州県に送り、処理を行う等であり、江濬源が取った措置とほとんど変化はなかった。結局、反乱の後に行われたこうした処置も効果が上がることはなく、漢人の流入は続き、当該地域に大きな社会的変化と開発に伴う生態的影響をもたらしたのである。

## 2. 碑文から見る開発

中国歴史班では2004年から2006年にかけて当該地域で4度にわたり碑文調査を行い、開発や生態環境の変化に係る碑文を9枚見つけることが出来た(下表参考)。この地域に関しての具体的な開発や生態環境の変化を記した記述は、他の史料上では全く見られず、碑文資料発見はこのような意味で非常に大きな収穫といえる。

これらの碑文の中で7枚が用水路の掘削と土地の開発に係るものであり、碑文の記載から用水路の掘削は乾隆末期から道光年間にかけて行われたことがわかる。このような地域単位で立てられた碑文史料は、内容が非常に具体的であり、同時代史料として信用性もあるが、一般的にその内容を広い地域に当てはめることは出来ない。しかし、嘉慶22年(1817)伯麟等の上奏文には、この地域には棚田があり、昔は人が少なく食べていくのに苦労しなかったが、最近では人口が増え、当地民が貧しくなり生計を立てるのが難しくなった。それゆえ、こうした人々に開墾を勧め、物産を増やせ、との記載があり、こうした開発が、碑文の立てられた狭い地域に限らず元陽県一帯で行われたことが推測される。

また、残りの二枚は、漢人の流入やそれによって引き起こされた環境への影響が、具体的に記述されている。このうち元陽県嘎娘郷大伍寨にある「郷里禁規碑」には、嘉慶初年(1896)から咸豐年間の約50年間における村の開発の記録が記載されており、その内容は、ヤオの人々による焼畑や、貴州や四川からの流入漢人による開発の結果、森林が破壊され、水源が枯れ、農作物の収穫に大きな影響が出た、そのため、碑を立てて永遠に「公山」での森林伐採は禁止する、というものである。また、「関聖宮碑」には、漢人による土地の転売の過程が記されている。

以上のように、碑文には、用水路の掘削による開発、漢人流入、それに伴う生態環境の変化などの記載が見られ、その内容や碑そのものが立てられた年代から、開発や漢人の流入が18世紀末から始まったことがわかり、前章

碑文名称	立碑年代	採録地	内容
郷里禁規碑	感豊1年(1851)	元陽県	漢人流入と森林保護
関聖宮碑	道光13年(1833)	元陽県	漢人流入と土地の転売
猛弄司興脩長源水碑記	中華民国30年代(1940年代)	元陽県	水利用
紅土塞水井碑	乾隆51年(1786)	元陽県	共同水利事業
臨安府告示碑	嘉慶12年(1807)	元陽県	水源管理規定
水溝碑記	道光6年(1826)	元陽県	用水路掘削事業の来歴
水溝碑	不明	元陽県	水利用の規定
修溝碑記	嘉慶15年(1810)	元陽県	不明
趙波薩墓	乾隆54年(1789)	元陽県	用水路掘削等の功績

の史料上の記載と対応している。

#### 小結

紅河州元陽県一帯において 18 世紀半ば以降から漢人流入が始まったと推測され、当地民との間で多くの摩擦が生じた。清朝は、こうした問題を防ぐため関所の設置や漢人の戸籍作成などの措置を行うが、漢人の流入を防ぐことは出来なかった。人口の増加は、この地域に大きな変化をもたらした。その結果、多くの人口を養うために用水路の掘削、開墾、森林伐採が行われ、当地の生態環境に大きな変化が起こったのである。

Synopsis: From middle in the 18th century to the latter half of the 19th century, a lot of Han people migrated to Yuanyang Prefecture region. Qing dynasty set up barriers to prevent the outside population from coming in, but it was not successful. As a result the population there grew and the subsequent, development had a big influence on the ecology.